

阿南市人事行政の運営等の状況の公表について

阿南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、平成20年度の職員の任用、勤務条件等の状況を市民の皆さんにお知らせいたします。

平成21年10月 1日
阿南市長 岩浅 嘉仁

1. 任免及び職員数に関する状況

◇職員数の状況

部 局	平成19年4月1日	平成20年4月1日	増 減
市 長	656	632	△ 24
議 会	7	7	0
選挙管理委員会	4	4	0
監 査 委 員	3	3	0
農業委員会	7	7	0
教育委員会	172	169	△ 3
水道事業	29	29	0
消 防	104	104	0
計	982	955	△ 27

◇職名別職員数の状況

区 分	平成19年4月1日	平成20年4月1日	増 減
一般行政職	447	439	△ 8
税 務 職	39	39	0
医師・歯科医師職	1	1	0
看護・保健職	24	25	1
福 祉 職	160	153	△ 7
企 業 職	29	29	0
技能労務職	147	133	△ 14
幼稚園教育職	31	32	1
消 防 職	104	104	0
計	982	955	△ 27

◇職種別職員数の状況

区 分	平成19年4月1日	平成20年4月1日	増 減
事務吏員	416	409	△ 7
技術吏員	85	84	△ 1
保 育 士	160	153	△ 7
幼稚園教諭	31	32	1
保 健 師	17	18	1
看 護 師	7	7	0
栄 養 士	3	3	0
図書館司書	11	11	0
運 転 技 師	22	31	9
電話交換手	1	0	△ 1
建築技能士	1	1	0
保育所用務員	3	3	0
学校用務員	28	24	△ 4
庁 務 員	8	8	0
保育所給食調理員	24	20	△ 4
学校給食調理員	41	37	△ 4
技 能 員	3	3	0
作 業 員	16	6	△ 10
医 師	1	1	0
消防吏員	104	104	0
計	982	955	△ 27

◇年齢別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

年齢	18・19歳	20・21歳	22・23歳	24・25歳	26・27歳	28・29歳	30・31歳	32・33歳	34・35歳	36・37歳	38・39歳
区分											
男	1		7	13	19	20	15	17	23	28	27
女		2	6	7	12	21	22	24	18	38	30
計	1	2	13	20	31	41	37	41	41	66	57

年齢	40・41歳	42・43歳	44・45歳	46・47歳	48・49歳	50・51歳	52・53歳	54・55歳	56・57歳	58・59歳	計
区分											
男	25	26	27	26	20	49	48	44	56	17	508
女	28	23	15	19	25	37	31	33	36	20	447
計	53	49	42	45	45	86	79	77	92	37	955

◇競争試験の実施及び採用者の状況(平成20年度)

職 種	第一次試験		第二次試験		平成21年度 採用者数
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
上級行政事務	55	6	6	3	3
初級行政事務	28	5	5	2	2
上級情報処理事務	6	3	3	1	1
上級土木技術	2	2	2	1	1
保 育 士	25	5	5	2	2
幼稚園教諭	21	4	4	1	1
学校給食調理員	22	5	5	2	2
上 級 消 防	11	5	4	2	2
計	170	35	34	14	14

2. 給与の状況

◇職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	人数	平均給料月額	平均年齢
一般会計	891	339,500	44.04歳
特別会計	64	330,515	42.02歳
計	955	338,898	44.02歳

◇職員の初任給の状況(平成20年度)

区 分	金 額	
一般行政職	大学卒	172,200 円
	短大卒	149,800 円
	高校卒	140,100 円
医 師	博士課程終了	323,600 円
	医大卒	247,600 円
技能労務職	高校卒	137,200 円
	中学卒	129,200 円

◇職員手当の状況(平成20年4月1日現在)

手当名	支給要件等	支給額	支給職員数(人)
扶養手当	配偶者	13,000円	426
	子等配偶者以外の扶養親族	1人につき6,500円	
	配偶者のいない職員の扶養親族1人目	11,000円	
	満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子	1人につき5,000円を加算	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基き支給	給料月額×支給率 (支給率9%~14%)	113
住居手当	借家(間)	月額23,000円以下の家賃	394
		月額23,000円を超える家賃	
	持家	新築又は取得後5年以内 その他	
通勤手当	交通機関	通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする職員に支給	875
	交通用具	通勤のため自動車等交通用具を利用することを常例とする職員に支給	
单身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転しやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給	23,000円	1
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、その勤務した実績に応じて支給	16種類 33支給区分 医師を除き平均支給月額 11,363円	143
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給	1時間当たりの給与額×支給率×勤務時間 (支給率0.35~1.60)	608
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた職員に支給	1時間当たりの給与額×支給率×勤務時間 (支給率1.25~1.50)	118
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給	1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	—
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日又は休日等における勤務に対して支給	役職に応じて 2,000~13,500円	22
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給	4,200円	—
期末手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 一般職員 6月期 一般職員 12月期 特定幹部職員(部長級)6月期 特定幹部職員(部長級)12月期	期末手当基礎額×1.4月分 期末手当基礎額×1.6月分 期末手当基礎額×1.2月分 期末手当基礎額×1.4月分	932
勤勉手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 一般職員 6月期 一般職員 12月期 特定幹部職員(部長級)6月期 特定幹部職員(部長級)12月期	勤勉手当基礎額×0.75月分 勤勉手当基礎額×0.75月分 勤勉手当基礎額×0.95月分 勤勉手当基礎額×0.95月分	923

退職手当	自己都合	勤続20年	23.5月分	—
		勤続25年	33.5月分	
		勤続35年	47.5月分 (最高限度額59.28月分)	
	勸奨・定年	勤続20年	32.76月分	
		勤続25年	41.34月分	
		勤続35年	59.28月分 (最高限度額59.28月分)	

※ 退職手当につきましては、徳島県市町村総合事務組合に事務委任をしています。

◇特別職の報酬月額等の状況(平成20年度)

区分	月額	期末手当支給割合	備考
市長	909,000円	6月期 1.6月分	
副市長	724,000円		
教育長	652,000円	12月期 1.75月分	
議長	482,000円		
副議長	428,000円		
議員	399,000円		

◇ラスパイルズ指数の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
指数	95.9	97.6	97.8

※ラスパイルズ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、阿南市の給与水準を指数で表したものです。

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

◇勤務時間

勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除きます)
1日の勤務時間	8時30分から17時15分までの8時間
1週間当たりの勤務時間	40時間

◇休暇制度の概要(平成20年度)

種 類	内 容	休 暇 日 数 等	
年次有給休暇		1年に20日	
病気休暇	公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認める期間	
	結核性疾患	1年を超えない範囲内で、その療養に必要と認める期間	
	上記以外の負傷又は疾病	3月を超えない範囲内で、その療養に必要と認める期間	
特別休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間	
	風水震災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める期間	
	風水震災その他の天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	1週間を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間	
	交通機関の事故等不可抗力による事故の場合	その都度必要と認める期間	
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼び出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	
	骨髓液を提供する場合	その都度必要と認める期間	
	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	
	所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部を停止された場合	その都度必要と認める期間	
	通信教育における面接事業を受ける場合	1年につき20日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間	
	国民体育大会、青年大会に参加する場合	その都度必要と認める期間	
	婚姻の場合	7日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間	
	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終りにつき、1日を通じ1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間	
	妊娠中に母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠23週まで	4週間に1回
		妊娠24週～35週まで	2週間に1回
		妊娠36週～出産まで	1週間に1回
	妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	当該妊娠の期間中において5日を超えない範囲内において、その都度必要と認める日	
	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	
	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
	職員の配偶者が出産する場合	2日	
	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間	
	職員が生後満1年に達しない生児を保育する場合	1日2回 1回60分	
	父母、子及び配偶者の祭日	1日	
	忌引	親族により1日から10日の範囲内で必要と認める期間	
	職員が心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	採用された日の翌日から起算して9年、14年、19年、24年、29年、34年を経過する日の属する年において、連続する5日の範囲内の期間	
	夏季休暇	7月から9月までの期間内において3日以内	
	心身鍛錬日	7月から9月までの期間内において3日以内	
	中学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間	
職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間		
介護休暇(無給)	配偶者、父母、子等で負傷、疾病、老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認める期間	

◇年次有給休暇の取得状況(平成20年1月1日～12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
20,160.5	5,625.0	522	10.8	27.9

◇育児休業の取得状況(平成20年度)

	男性(人)	女性(人)
この期間中に新たに育児休業が可能となった職員	13	9
新たに育児休業を取得した者	0	9
前年度から引き続いている者	0	26

◇介護休暇の取得状況(平成20年度)

	男性(人)	女性(人)
新たに介護休暇を取得した者	0	1
前年度から引き続いている者	0	0

4. 分限及び懲戒処分状況

◇分限処分及び懲戒処分者数(平成20年度)

処分の種類		該当者数	処 分 事 由
分限 処 分	降 給	0	心身の故障等
	休 職	9	
	降 任	0	
懲戒 処 分	免 職	0	
	戒 告	0	
	減 給	0	
	停 職	0	
	免 職	0	

5. 研修及び勤務成績の評定の状況

◇研修実施状況(平成20年度)

	講座数	研 修 名	参加者数
自主研修	15講座	新規採用職員研修	13名
		庶務担当者研修	74名
		情報セキュリティポリシー研修	332名
		情報リテラシー研修	69名
		ホームページ作成・インターネット安全教室	325名
		新型インフルエンザ対策研修	50名
		電話・接客対応マナー研修他職員研修	930名
		法制執務研修	20名
		自治振興セミナー	5名
		裁判員制度説明会	133名
		県自治研修センター	61講座
市町村係長研修	33名		
課長補佐級研修	54名		
市町村課長級研修	8名		
市町村吏員研修Ⅱ	27名		
市町村吏員研修Ⅰ	36名		
市町村防災対策研修Ⅰ、Ⅱ	5名		
危機管理講座	3名		
行政法入門講座他	140名		
市町村アカデミー	1講座		
国際文化アカデミー	2講座	住民税課税事務	1名
		固定資産税課税事務(家屋)	1名
人権問題研修	9講座	人権教育・啓発市民講座、夏期職員人権問題研修ほか	1,215名

6. 福祉及び利益の保護の状況

◇勤務条件に関する措置要求の状況(平成20年度)

勤務条件に関する措置要求	0件
--------------	----

◇不利益処分に関する不服申立ての状況(平成20年度)

不利益処分に関する不服申立て	0件
----------------	----

◇健康診断の状況(平成20年度)

項目	委託先	検査項目	受診者数
職員定期健康診断	(財)徳島県総合 検診センター	基本検診、胸部X線、胃X線、血 液検査、心電図検査	487名
人間ドック	病院	—	349名
脳ドック	病院	—	31名

◇公務災害の状況(平成20年度)

発生件数	災害発生の状況
8件	作業中の剥離骨折・骨折・熱傷・切創・打撲 勤務中の関節打撲、咬傷(犬による)

※公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。